

保護の種類(一時扶助等)について

生活保護は、その内容によって、生活・住宅・教育・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助と臨時的な需要に応じるための各種の一時扶助などがあり、必要に応じて支給されます。

生活保護は事前の申請が原則必要です。

以下の主な一時扶助については、福祉事務所に**事前の相談・申請**を行ってください。

1. 一時扶助とは

被服や家具什器の更新その他通常予測される生活重要については、経常的最低生活費(基準生活費、加算等)の範囲内で賄われることが原則となりますが、予想外の事由により、経常的最低生活費の範囲内でのやりくりが困難となることがありますので、臨時特別の需要に対応するため、臨時的最低生活費(一時扶助費)を臨時的に認定し支給します。

(1) 被服費

- ①布団類…保護開始時等に使用する布団類が全くないか又は全く使用に堪えない場合
- ②被服……保護開始時等に被服(平常着)が全くないか又は全く使用に堪えない場合
- ③新生児被服等…出産を控えて新生児の産着等を用意する必要がある場合
- ④寝巻等…入院に際し、寝巻等が全くないか又は全く使用に堪えない場合
- ⑤おむつ…常時失禁状態にある患者等が紙おむつ等を必要とする場合

(2) 家具什器費…保護開始時等に最低生活に直接必要な炊事用具・食器類等がない場合

(3) 入学準備金…小学校又は中学校の入学準備のための費用

(4) その他

- ・配電設備費…居住する家屋に配電設備が全くない場合
- ・水道、井戸又は下水道施設…水道又は井戸を設備することが真に必要であると認められる場合
- ・エアコン…保護開始時や転居時の場合など要件に該当する場合

2. その他

(1) 転居の際の敷金等

- ・居住する住居が著しく狭隘又は劣悪であって明らかに居住にたえないと認められる場合
- ・家主が相当の理由をもって立退きを要求し、やむを得ず転居する場合

(2) 住宅維持費…居住する家屋の修理及び補修が必要な場合

(3) 通学用自転車購入費…通学のため自転車を使用しなければならない場合

(4) 高等学校等就学費…高等学校等に就学している場合(教材代、授業料、通学交通費など)

3. 治療材料、施術、医療扶助の移送の給付

(1) 治療材料の給付…眼鏡、歩行補助つえ、義肢、ストーマ装具などの給付を受ける費用

(2) 移送の給付…医療機関に通院する際等の交通費

※それぞれの一時扶助費には一定の条件や上限額があります。(支給対象とならない場合があります。)

※また、上記項目は一部ですので不明な点をご相談願います。

※支給にあたっては、日数がかかる場合もあります。